理 事 会

1 検討の前提

① 理事会について法律上の規定はなく、理事会設置の有無及び理事会を設置する場合の理事会権限等については、制度設計の裁量に委ねられている。

2 検討の視点

区 分	メ リ ッ ト	デメリット
設 置	○理事の合議制による適正な意思決定の担保 ○理事の適切な責任分担 ○意思決定の透明性の確保	○理事会と「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」の役割の不明確化（両審議機関の権限形骸化の可能性） ○法人の意思決定過程の複雑化
非設置	○迅速な意思決定 ○法定設置機関である「経営審議機関」及び「教育研究審議機関」の役割の明確化	○理事長の独善的な法人経営への懸念

3 先行事例

区 分	設 立 団 体
設 置	秋田県　大阪府　長崎県　北九州市　（国立大学）
非設置	岩手県　東京都　横浜市

※ 理事会設置の場合 → 定款に「理事会を設置する」旨を規定
理事会非設置の場合 → 定款に特段の規定を要しない
（地独法に理事会に関する明文規定がないため）

※ 国立大学法人は、国立大学法人法（第11条第2項）で役員会の設置が義務付けられている。